

1990年代から2010年代までの社会教育学研究の動向

—『日本の社会教育』分析を中心に—

竹井沙織 二村玲衣

はじめに

本研究の課題は、1990年代から2010年代までの社会教育学研究のレビューを行うことである。きっかけは、『教育学年報』が再始動したことにある¹。新しく始動した『教育学年報』第11号は、教育研究の代表的分野のレビューで構成され、教育を対象化する上で外せない立脚点や志向性が共有されることによって、教育研究、教育学研究としての輪郭やアイデンティティの確認が目指されている。そのため、対象時期は、教育研究に大きな変化が起こった1990年頃から2018年頃までとなっている。その中で、社会教育学研究の動向については佐藤智子によって「社会教育・生涯学習論—現代社会教育制度の生成と変容」²としてまとめられているが、過去の『教育学年報』を見ても、社会教育に関する論稿は少なく³、佐藤智子によるレビュー論文は、戦後から「社会教育」概念と実態がどのように生成し、また変容していったのかという歴史的過程を概観する内容となっている。

そのため本研究では、ここでの議論を引き継いで、1990年代から2010年代までの社会教育学研究のレビューを行いたい。方法は、日本社会教育学会（1954年創立）が発行している年報『日本の社会教育』のテーマ分析を中心に行う。『日本の社会教育』とは、日本社会教育学会の研究成果を集約する目的を持って、年に1回刊行されているものである。日本社会教育学会では、学会の組織的な研究活動を実施するために、理事会が研究課題を設定する「宿題研究」が行われてきたが、2000年代に入ってからは、社会教育が直面している重要な課題に学会として取り組む研究テーマを広く学会員に公募して決定し、学会員から研究チームを組織する「プロジェクト研究」に変更されている。その成果についてまとめられているものが『日本の社会教育』である。

会員は多様であることから、プロジェクト研究の課題意識や研究方法もさまざまである。制度・行政的研究、実践分析、学習論、外国研究などが混在している特集もあれば、どれか一つの方法が中心になっているものもある。そのような状況の中から、今回『日本の社会教育』を分析する視点としては、『教育学年報』で提示されている次の視点を持ち読み進めた。それは、新自由主義の台頭という状況に対して、社会教育学研究はどのように対抗していったのかという点である。その際、キーとなるのは「公共性」の議論である。佐藤智子によるレビューにおいても、「1984年以降の臨教審による教育改革が生涯学習体系への移行を推進する中で、改めて社会教育の『公共性』が問われることとなった」⁴と述べられており、1990年代以降の社会教育学研究の動向を検討するにあたっては、外せない立脚点と言える。

佐藤智子が既に指摘しているように、1990年代以降の社会教育における「公共性」の議論は、大きく分けると次の二つの点から検討されてきた。一つ目は、「公共性のジレンマ」という問題である。「公共性のジレンマ」とは「制度的公共性が新自由主義によって切り捨てられ、個々人の選択と自由が標榜されながら、他方で社会の責任ある構成員としての参加や奉仕が強調されるという矛盾」⁵のことであり、1990年代以降の生涯学習推進政策の特徴と言われている。二つ目は、市民的公共性に関する議論である。市民的公共性とは、「生活共同体や社会集団内部の相互扶助を起源とし、市民社会を支えるソーシャル・キャピタルとして蓄積され、制度的公共性を補完する」⁶概念として登場し、新しい市民社会の登場に期待する側面もある一方で、「市民参画が新自由主義

的な国家・自治体政策の『構造改革』と『行財政改革』の方便、あるいはグローバルな競争におけるローカルな矛盾のしわよせの代替手段⁷とされる危険性についても指摘されてきた。

このような社会教育における「公共性」をめぐる論点について、『日本の社会教育』ではどのように議論されてきたのかに着目し、トピックスとしては、主に制度的公共性に関わるテーマとして社会教育行政・自治体社会教育のあり方に関するもの、そして、市民的公共性に関わるテーマとして、災害を契機とした市民活動の拡がりやNPO等の台頭に注目した。

なお、今回は便宜的に3つの時期に区分し、1990年代、2000年代、2010年代の動向として分析を行った。本研究で対象とする『日本の社会教育』は、1990年以降に取り組みられた宿題研究である第36集（発行は1992年）から、2020年3月時点の最新号である第63集（2019）とする。

1. 1990年代の動向

表1 1990年代における『日本の社会教育』テーマ一覧

号数（発行年）	研究期間 ⁸	テーマ
第36集（1992）	1990～1991	生涯学習体系化と社会教育
第37集（1993）		週休二日制・学校週五日制と社会教育
第38集（1994）	1992～1993	地方自治体と生涯学習
第39集（1995）	1992～1994	多文化・民族共生社会と生涯学習
第40集（1996）	1993～1995	現代社会教育の理念と法制
第41集（1997）	1996	ボランティア・ネットワークー生涯学習と市民社会
第42集（1998）	1996～1997	高等教育と生涯学習
第43集（1999）		高齢社会における社会教育の課題
第44集（2000）	1997～1999	地方分権と自治体社会教育の展望

（1）生涯学習推進政策による「公共性」の変容

1990年代の社会教育学研究における最大のインパクトは、生涯学習推進政策が挙げられる。1990年には生涯学習に関する初めての法律「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」が成立し、それに基づき設置された生涯学習審議会から1992年には「今後の社会の動向に対応した生涯学習の進行方策について」答申が、さらに1996年には「地域における生涯学習機会の充実方策について」の答申が出されていく中で、学会としては、このような動向に対して慎重な姿勢を見せている点特徴的である。

例えば、「生涯学習体系化の諸問題」をテーマとした第36集で、総論として掲載されている小川剛（1992）の論稿の中では、一連の生涯学習推進政策の特徴として次の三点が指摘されている。「まず、技術革新の推進・国内外の経済活動の活発化のための人材育成としての教育・訓練である。これにかんしては大学・大学院改革を含めての産学協同による教育効果の向上を図る。第二に、余暇の増加ならびに生活水準の向上による国民の旺盛な学習・活動意欲の高まりにかんしては、それを「自由な学習者」の問題としてとらえ、民間活力の導入によって対応していく。すなわち各種の社会教育施設の運営委託も含め『民間事業者』の活動に期待し、新しい教育・文化・スポーツサービス産業を振興する。社会的不利益層は切り捨てられていく。第三に、地域での対応である。これについては、前述のように、『地域の活性化を図る』という名のもとに、新しいサービス産業の活躍の場とするとともに日本型福祉社会の基盤として相互扶助体制をボランティア活動を活用することで維持・発展させようとする」ものであり、生涯学習体系化は、ユネスコを中心とした国際的諸機関が人間解放をめざして磨きあげてきた理念を解体するものであるとまで述べられている⁹。

さらに、第40集『現代社会教育の理念と法制』では、「生涯学習振興整備法」の制定にともな

って、「社会教育の制度・行政の固有の位置づけが拡散し、生涯学習行政・関連事業に解消される過程が進行してきた」とあり、「とくに社会教育法と生涯学習振興整備法の二重構造化のもとで、首長部局への教育的事業の移管や民間教育文化産業との連携がすすみ、社会教育制度の公教育性をどう理解すべきかという基本的な問題が問われている」としている¹⁰。

（2）地方分権と自治体社会教育の再編

また、これらの議論を自治体社会教育の議論に発展させたのが第38集『地方自治体と生涯学習』である。巻頭の論稿で島田修一（1994）は、「八〇年代から九〇年代にかけての生涯学習政策の展開は、教育行政の原理を大きく転換させるとともに、自治体の構成と存立の原理に変更を迫るものであった」と指摘し、「すなわち、地方分権主義に逆行する中央集権化、教育行政の自律性を無視した一般行政との一元化、教育施設と教育活動の自立性をおびやかす行政機関による指導強化、教育の公共性保障原理を解体する民間資本導入による教育の『自由主義』化、という教育行政原理の転換は、その効率的かつ強力な推進を求めて自治体の構成規模の広域的再編に呼応し、個別自治体の固有機能の解体を迫っている」としている¹¹。

そして、第44集では『地方分権と自治体社会教育の展望』がテーマとなっている。このテーマが選ばれた理由は、「1999（平成11）年7月16日に公布された「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」（地方分権一括法）により、社会教育がどのように変化するか、またその課題は何なのかを明らかにすることにある」¹²とある。巻頭の大串隆吉（2000）による論稿では、「地方自治の本旨」と地方分権とのずれが指摘されている。「『地方自治の本旨』は、国から独立した地方公共団体に十分な自治権が保障されなければならないという団体自治と住民主体の自治が行われる『住民自治』の原理からなる。一方で、地方分権とは中央政府の集権的権限を地方自治体・政府へ移譲することであるから、団体自治の強化になるが、住民自治の強化を必ずしも意味しない。すなわち、地方自治体の権限強化が住民自治と対立・矛盾することがあり得る。また、中央政府の自治体に対する権限を維持・強化する部分もあることを否定しない」¹³と述べる。また、「社会教育財政の研究がこれまで極めて弱かった」¹⁴とあり、第44集の石井山竜平論文、猪山勝利論文、内田純一論文、小林建一論文、梶野光信論文で「地方分権と自治体社会教育行政」に関して検討が行われている。

（3）もう一つの市民社会への期待

一方で、こうした状況に対して新しい展望が生まれたのも1990年代の特徴である。その契機は、1995年1月17日の阪神・淡路大震災を契機にボランティア活動が激増したことにある。第41集は『ボランティア・ネットワーク—生涯学習と市民社会』というテーマで編集されており、学会としてボランティア活動に焦点を当てたのはこの年報が初めてとなった。巻頭の黒沢惟昭（1997）による論稿では、近年の動向を新自由主義改革と批判しつつ、「新自由主義の修正」という節の中で、阪神・淡路大震災でのボランティア活動について「そこでは、新自由主義が標榜する自立、自助努力、ボランティアリズムが人間の競争的孤立ではなく、自然との共生、自立した個人の社会的連帯へ向かう様々な試みが模索されている」¹⁵とする。さらに、「新自由主義の『小さな政府』による社会でもなく、社会主義、福祉国家の『大きな政府』による社会でもない、もう一つの社会—私はこれを個人の自立に基づく共同態＝市民社会と呼びたい—が創造できるのではないか」¹⁶と述べられている。

1998年に特定非営利活動促進法（いわゆるNPO法）が制定されたことも大きな契機となっており、第44集では、桜井常矢・高橋満（1999）の論文「NPOと自由主義的改革」¹⁷を引用しながら、NPOと社会教育の可能性に対して「NPOの独自性を住民運動や環境、ジェンダー、マイ

ノリティーなどをめぐる対抗的価値を追究する社会運動と共通性を持ちつつ、社会的使命を事業体として達成しようとするところにあるとしている。両氏の言う NPO の独自性は、法により NPO 団体と認定されなくとも行われ、それらは新自由主義的思考・行動との対抗関係を作り出しはじめている」¹⁸と整理されている。

(4) 小括

このように、1990年代における『日本の社会教育』は、生涯学習振興施策や地方分権政策の進行によって、社会教育行政にどのような影響が出るのかという検討を中心として、新自由主義的な政策による制度的公共性の変容・縮小や住民自治及び学習権保障への影響を指摘する研究が多くみられた。一方で、1995年に起きた阪神・淡路大震災を契機としたボランティア活動の隆盛や1998年のNPO法制定を契機とした市民的公共性に注目が集まっている。

その他、第37集『週休二日制・学校五日制と社会教育』や第42集『高等教育と生涯学習』、第43集『高齢社会における社会教育の課題』では、生涯学習を巡る問題として、労働・余暇・自己実現などに社会教育がどのように関わるのかについて検討が行われている。また、第39集『多文化・民族共生社会と生涯学習』では1990年の国際識字年を契機として出版された第35集『国際識字10年と日本の識字問題』における課題が引き続き検討されている。

2. 2000年代の動向

表2 2000年代における『日本の社会教育』テーマ一覧

号数（発行年）	研究期間	テーマ
第45集（2001）	2000～2001	ジェンダーと社会教育
第46集（2002）	2000～2001	子ども・若者と社会教育
第47集（2003）	1999～2002	社会教育関連法制の現代的検討
第48集（2004）	2001～2003	成人の学習
第49集（2005）	2003～2004	グローバリゼーションと社会教育・生涯教育
第50集（2006）	2004～2005	社会的排除と社会教育
第51集（2007）	2004～2006	NPOと社会教育
第52集（2008）	2005～2007	「ローカルな知」の可能性—もうひとつの生涯学習を求めて
第53集（2009）	2006～2008	自治体改革と社会教育ガバナンス
特別年報（2009）		学びあうコミュニティを培う—社会教育が提案する新しい専門職像
第54集（2010）	2008～2009	教育法体系の改編と社会教育・生涯学習
第55集（2011）	2009～2010	学校・家庭・地域の連携と社会教育
第56集（2012）	2008～2011	社会教育における評価

(1) 社会教育法改正による社会教育の再編

2000年代の社会教育学研究における最大のインパクトは、社会教育及び社会教育行政の再編を迫る社会教育関連法の改正であった。第47集『社会教育関連法制の現代的検討』では、2001年の社会教育法改正や「公民館の設置及び運営に関する基準」の見直しなどを受け、社会教育行政の縮小・再編が進む状況に対して、法制度の側面から「原理的研究」「学説史の整理」「自治体事例研究」「比較研究」が行われた。その中で、長澤正次（2003）は近年の変化について次の3点を指摘している¹⁹。第一に、社会教育行政におけるいっそうの民営化・市場化・規制緩和が進行しているということ、第二に、社会教育施設や社会教育・生涯学習関連行政の一般行政への移管・包摂が起きていること、そして第三に、社会教育分野においても新保守主義的改革の傾向が強まって

いるということである。また、2001年の社会教育法改正は、「特に社会教育法第3条（国および地方公共団体の任務）に第2項が新設して、『学校教育との連携の確保』『家庭教育の向上に資すること』を規定したことは、社会教育における事業内容の視点として学校教育と家庭教育を特別に位置づけ、それ以外の社会教育が立ち向かうべき現代的課題は後景に追いやられたというべきである」²⁰と指摘する。

さらに、2006年の教育基本法改正の流れを受けた2008年の社会教育法改正のインパクトは大きく、第54集『教育法体系の改編と社会教育・生涯学習』では、この改編の意味するものを真正面から検討する年報となっている。姉崎洋一（2010）の整理によれば、改正の主要な特徴は「①改正教育基本法に合わせた法改正であり、旧教基法の社会教育の法概念の改編をはかることにねらいがあったこと。②『学校支援』型に特化した法（3条、5条）であること。③学校・家庭・地域の国民統合、連携の実施部隊化（3条）をはかるものであること。④社会教育主事の性格の変容（9条の3）が意図されていること。⑤社会教育委員会議等の住民参加システムの空洞化とリストラ統合（13条）が見られること。⑥公民館の企画、実践、見直し、評価のPDCAサイクル化（32条）の導入に法的承認を与えたこと」²¹と整理されている。

その中でも、学校教育支援・家庭教育支援行政へのシフトというインパクトは2008年から文部科学省「学校支援地域本部事業」が全国に展開されたこともあり、社会教育学研究においても大きいものであった。第55集『学校・家庭・地域の連携と社会教育』では「社会教育が学校支援を奨励することによつてどのような意味があるのか、教員の多忙化解消・緩和を何故地域住民が担うのか、社会教育が学校に対して従属的な立場に固定されるのではないのか、社会教育は学校支援の名の下に学校教育行政の中に包摂されてしまうのではないのか、高齢者や地域づくり・成人教育といった社会教育が担ってきた領域が衰退するのではないのか」²²といった「疑念」に対して、政策分析のみならず事例の検討を通じて取り組んでいる。

また、評価の問題については、これまで社会教育の実践と研究において、きわめて慎重な構えが共有されてきたことから、これまで評価を主題とする研究は行われてこなかったが、あらゆる公的な組織や施設が、その活動についても自己評価・外部評価の実施とその公表を求められる現状や、社会教育施設においても運営状況に関する評価の条項が加えられる状況を踏まえて、「社会教育における評価」（第56集）をテーマとしたプロジェクト研究が立ち上がっている²³。

（2）地域社会再編と自治体社会教育

1999年から2010年まで続いた「平成の大合併」や、民間を活用した指定管理者制度を可能とした2003年の地方自治体法改正や地方独立行政法人法の成立は、自治体社会教育の位置づけに関する議論も活性化させた。

第53集『自治体改革と社会教育ガバナンス』では、巻頭論文の中で上野景三（2009）は、いま自治体社会教育の再定義が求められているとし、その理由として「地方分権推進と構造改革に基づく民営化路線によって、社会教育行政の縮小・解体の危険性と、多様な社会教育施設の経営形態が登場しただけでなく、自治体全体の関連する生涯学習事業の拡散・縮減が挙げられる。具体的には『平成の大合併』及び行政一元化は、社会教育行政に大きな影響を与えた。またPFIや指定管理者の導入は、社会教育の公共性を後退させ、住民参加・市民参加を軽視した。この動向に対して、指定管理者制度等の問題点を指摘し、社会教育の公共性を守れという議論が主張される。もう一つは、生涯学習の市場化が進むことによって、成人の学習機会を自治体が関連する施設や事業に限定させる必要はないばかりか、自治体が管理・運営する必要すらないという議論がみられることである」²⁴と述べている。

加えて、社会教育職員体勢の弱体化の危惧から、日本社会教育学会は、2007年10月に社会教

育・生涯学習関連職員問題特別委員会を設置し、「知識基盤社会における社会教育の役割—社会教育・生涯学習関連職員問題特別委員会 議論のまとめ」を公表、さらに、そこでの議論と各地の状況を踏まえて特別年報『学びあうコミュニティを培う—社会教育が提案する新しい専門職像』を刊行している。そこでは社会教育職員の専門性が、「〈学びあうコミュニティ〉のコーディネーター」として議論されているのが特徴である。

(3) 住民・NPO・行政の関係性の問い直し

そして、2000年代はNPOの台頭による地域ガバナンスへの影響に関連する議論も活発化した。NPOと社会教育行政が果たしうる役割を総合的に検討したものが、第51集『NPOと社会教育』である。これまでの日本社会教育学会における従来までのNPOに関する研究が、体験型・参加型などNPO固有の学習方法、課題解決に求められる力量形成などのいわゆる「NPOの教育力」分析、並びに一般行政を含む各部署からの委託事業をめぐる諸課題などに力点が置かれてきたことから、今期のプロジェクト研究では、主に社会教育行政とNPOとの関係に的を絞ったと述べられている²⁵。まず、社会教育行政とNPOとの関係、すなわち自治体（主として社会教育行政）におけるNPO政策を連携・協働などの視点から包括的に検討し、さらに、ニュー・パブリック・マネジメント（NPM）や指定管理者制度の動向を射程に、社会教育行政からNPOへの委託に特化した議論を行っている。次に、社会教育行政とNPOに加えて地域住民にも視点をあて、これら三者の関係から新たな研究知見を生み出すことを試みた。特に住民自治の観点から、NPOと社会教育行政が果たしうる役割を総合的に検討し、その成果を踏まえ、「地域ガバナンス（統治）」の視点に立脚し、住民・NPO・行政の三者の関係が、どのように地域社会を「統治（ガバナンス）」していくのかという課題を提起している。

(4) 小括

2000年代は、1990年代から議論されていた地方分権政策、地方自治体の合併、そして社会教育法が改正され、社会教育行政のあり方が根幹から揺らいだ時期と言える。その中で、一般行政への移管・包摂や民間団体委託、そして学校支援・家庭支援へのシフトは、これまで住民の自由な学びを保障してきた社会教育の制度的公共性が後退していくことへの危機感をもたらし、自治体社会教育のあり方、社会教育職員の専門性、民間団体との関係性などについて活発な議論が行われていった。さらに、住民・NPO・行政の三者の関係についての検討が始まったことは、これまでのNPOの可能性や民間委託の問題性などが検討されていた段階から、社会教育行政とNPO等の民間団体それぞれが果たしうる役割を検討する段階へと進んだと言える。つまり、制度的公共性と市民的公共性の関係についての議論が始まったと読み替えることができるだろう。

また、社会の変化に伴って学習主体別にその課題を検討していく必要から、第45集『ジェンダーと社会教育』、第46集『子ども・若者と社会教育』や第48集『成人の学習』などのテーマがプロジェクト研究として立ち上がった。さらに、第49集『グローバリゼーションと社会教育・生涯教育』や第52集『「ローカルな知」の可能性—もうひとつの生涯学習を求めて』では、グローバリゼーションという時代状況に対抗する実践の可能性が検討されている。そして、1999年から継続的に学会として取り組んできた「社会的排除」という問題に対する研究成果については、第50集『社会的排除と社会教育』でまとめられている。

(竹井沙織)

3. 2010年代の動向

表3 2010年代における『日本の社会教育』テーマ一覧

号数（発行年）	研究期間	テーマ
第57集（2013）	2010-2011	労働の場のエンパワメント
60周年記念出版 （2013）		希望への社会教育-3.11後社会のために
第58集（2014）	2009-2013	アイヌ民族・先住民族教育の現在
第59集（2015）	2010-2013	社会教育としてのESD
事例集（2015）		地域を支える人々の学習支援
第60集（2016）	2012-2015	社会教育研究における方法論
第61集（2017）	2013-2016	子ども・若者支援と社会教育
第62集（2018）		社会教育職員養成と研修の新たな展望
特別年報（2019）	2011-2014	東日本大震災と社会教育
第63集（2019）	2016-2018	地域づくりと社会教育的価値の創造

（1）社会教育の再評価と期待

2010年代の社会教育研究は、2011年3月11日に発生した東日本大震災の影響のもとで展開した。震災以後、学会内外において地域コミュニティの再構築や持続可能な社会づくりといった形で社会のあり方が見直されはじめ、過去の実践から社会教育そのものを再評価し活用していく動きがみられるようになった。日本社会教育学会では、発災直後から特別プロジェクト「東日本大震災と社会教育」に取り組んだほか、学会60周年記念出版『希望への社会教育-3.11後社会のために』で3.11後社会における社会教育の課題と展望をとりまとめた。

同書では、序章で手打明敏（2013）が「地域住民が抱える課題に寄り添い、ネットワークの結節点としての役割を果たし、問題提起する少数派住民を孤立させることなく、学習を通じて地域課題の解決に取り組んできたのである」²⁶と過去の社会教育の蓄積を評価しつつ、終章では鈴木敏正（2013）が「地域住民の自己教育活動とそれを援助・組織化する社会教育実践をメインストリーム化しつつ、新たな社会教育システムを創造していこうとするところに、出口が見えないかのように見える厳しい現状を乗り越えて、『持続可能で包摂的な社会』を構築していく『希望』がある」²⁷として現代社会において社会教育が改めて評価され活用されていくことに期待を表している。

そして、特別プロジェクトにおける研究成果をまとめた特別年報『東日本大震災と社会教育』の巻頭では、「震災と社会教育の関連を問う時、まず注目されるのは、発災時や避難、避難所の運営を円滑に進めるうえで、また復興の過程で社会教育が大きな役割を果たしてきたという『物語』である。確かに、そうした実践があることは事実であるが、このような即効性を強調するだけの議論は、特定の社会教育事業にのみ意義を見出す主張と結びつき、日常の暮らしの中で行われてきたスポーツや文化活動などの営みが持っている意義を軽視する議論になりかねない」と指摘したうえで、「問われるべきは、わたくしたちの意識に潜む自明性を根底から問い直すような学びである。そのとき社会教育の役割がどのようなものであるのか、ということを変更して深く吟味する（批判的に省察する）必要がある。それまでの社会教育事業の歴史的な蓄積が何をつくりあげてきたのか、人々にどのような意識や行動の規範を形成してきたのか、ということを変更して確認することが求められる」²⁸としている。このような認識をふまえ、同書では社会ならびに社会教育に対して「東日本大震災が投げかけるもの」として「（1）持続的社會づくりを問い直す」「（2）地域を諦めない人々の実践と学び」「（3）被災者支援活動と行動による学びの発展」「（4）被災当事者のエンパワメント」「（5）社会教育施設の役割、職員の力量形成」「（6）専門家と市民と協働で新たな知を拓く」「（7）地域とともにある高等教育の可能性」の7つをあげ、各論稿において追究

がなされている²⁹。この特別年報から、東日本大震災を契機として、社会教育の本質的な役割に迫りながら、これまでの社会教育実践・研究における蓄積を 3.11 後社会に活用する試みが多角的に始められたことがわかる。

また、生涯学習・教育論としての ESD (Education for Sustainable Development) の実態を描出しながら、社会教育の再定義や研究方法の再検討を行った第 59 集『社会教育としての ESD』には、震災に関連した論稿として秦範子 (2015) による「ポスト 3.11 の社会教育における環境学習・ESD の可能性と課題—津波被災地の自然体験活動を中心にした教育実践を事例に—」が収められている。同書は震災前の 2010 年から行われていたプロジェクト研究をまとめたものであり、震災をきっかけとして議論・検討の幅が広げられたと考えられる。

(2) 社会教育職員の専門性

一方、2000 年代から意識されていた社会教育行政の後退やそれに伴う社会教育職員体制の弱体化に対する危機感は、2010 年代に入りさらに増大し、社会教育職員の専門性の追究へとつながっていく。

例えば、特別年報『地域を支える人々の学習支援』の「まえがき」では中央教育審議会 (第 6 期, 第 7 期) で指摘された問題点として、「社会教育主事の設置率が激減傾向にあること、社会教育主事の役割そのものが変化していること、そして、『社会教育主事の役割が見えにくいこともあって、首長を含めて行政組織内や地域で適切に評価されていない』こと」をあげ、学会がこうした状況をひとつの「危機」と認識していること、また「こうした状況は大学における社会教育主事資格養成課程の縮小と結びつき、学問の継承という点からも学会の存立基盤の弱体化をもたらす問題でもある」³⁰ ことを述べている。

上述の社会教育職員に関わる問題は解消されないまま、文部科学省における社会教育主事養成に関する規定見直しが始まり、2018 年に通知された「社会教育主事講習等規定の一部を改正する省令の施行について」として結実、「社会教育士」という称号が生まれた。この流れを踏まえて企画された第 62 集『社会教育職員養成と研修の新たな展望』は、生涯学習局や社会教育課等を廃止し総合教育政策局とする文科省の再編成が進むなかで編集されていた。この再編成に対し松田武雄 (2018) は同書で「総合政策局の設置について、文科省は『社会教育の一層の振興が必要』と記しているが、社会教育課を廃止して『社会教育の一層の振興』が図られるのであろうか。『社会教育』という名称を冠した組織が存在することによってこそ、行政における社会教育の位置づけが明確化されるのではないか。社会教育主事養成の見直しも、文科省の組織再編と関わってくるであろう」³¹ と述べている。さらに後の論稿では社会教育職員の専門性について考察がなされており、組織再編を含めた行政動向に対し、社会教育そのものの位置づけや社会教育行政が保持すべき固有性を探る様子が見える。

こうした動向は他の号のテーマ設定からもみられる。例えば、第 61 集『子ども・若者支援と社会教育』では、プロジェクト研究の背景の一つとして「支援する側の専門性やその力量形成の必要性も叫ばれており、そのためにも支援実践の言語化にある支援の意義の自己理解と共通理解が求められている」³² ことをあげたうえで、福祉領域も含めた支援の枠組み整理、支援者の専門性や資質・能力の検討と社会教育の独自の役割を検討している。また、第 63 集『地域づくりと社会教育的価値の創造』の「あとがき」では「近年、社会教育行政が後退する中、社会教育主事資格のカリキュラム改正に顕著なように、社会教育主事の位置づけも、住民の学びの支援・組織化のための行政的役割よりむしろ、地方創生政策に対応した学校と地域のコーディネーター的役割への期待に、重点を移しつつある。… (中略) …改めて、現代の地域的文脈において社会教育的価値とは何なのか。この問いこそが、本プロジェクト研究の一貫した問題意識であった」³³ と述べており、社会教

育行政の変化・社会教育職員に求められる役割の変化を踏まえて社会教育の固有性を求めようとする姿勢が端的に見て取れる。

(3) 小括

これまでに引用していない号についても、課題意識の起点は異なるものの、社会教育に対する期待から新たな活路を見出すものと、社会教育への危機感から専門性・固有性の探究をするものの2つに大別できる。日本型経営・雇用慣行が変化したことによる教育と労働のパラダイム転換について整理し、労働のエンパワメントのための学びについて論じた第57集『労働の場のエンパワメント』、アイヌ民族固有の教育機関の設立要求にこたえる取り組みから始められたプロジェクト研究の成果をまとめた第58集『アイヌ民族・先住民族教育の現在』は前者として位置づけられる。方法論を探求することを通じ社会教育研究のあり方を考察した第60集『社会教育研究における方法論』は、後者に当てはまるといえよう。

最後に、2010年代までの動向を概観し本章の小括とする。前章で述べた通り、2000年代は社会教育の一般行政化・指定管理者制度の導入により、社会教育行政部局が執り行っていた事業等が他部局や企業を含めた民間団体へ委ねられるようになったことで、社会教育行政の後退が進んだ。さらに2008年の「学校支援地域本部事業」の全国展開を契機に学校教育と社会教育の連携が推進されていったことで、学会内では「社会教育は学校支援の名の下に学校教育行政の中に包摂されてしまうのではないか、高齢者や地域づくり・成人教育といった社会教育が担ってきた領域が衰退するのではないのか」³⁴という疑念が共有された。こうした変化は社会教育研究全体の動向へ影響し、行政の後退や学校等との連携を進める中で今後どのように社会教育を展開していくかという実践的な議論、特に「地域づくり」や「学校・家庭・地域との連携」についての議論が2000年代中盤ごろから社会教育研究の中心となり、今日に至るまで社会教育研究の主流であり続けている。こうした研究は、一面では現代社会における社会教育の可能性を見出したものの、他面では社会教育行政の後退と社会教育の拡散という新自由主義的な行政改革に共振したことで社会教育そのものの固有性を問い直す契機をもたらした。したがって、上述した2010年代におけるテーマ設定の特徴は、2000年代に揺るがされた社会教育の固有性を追究し、新自由主義的な改革の進んだ現代における社会教育研究の意義を見出そうとする動きのあらわれであると考えられる。

おわりに

本稿では、日本社会教育学会が発行する年報『日本の社会教育』のテーマ動向を分析することによって、1990年代から2010年代までの社会教育学領域における研究のレビューをおこなった。

1990年代から2010年代までの社会教育研究の動向を「公共性」の視点からまとめると、次のことが言える。まず、「公共性のジレンマ」の発端となった生涯学習政策に始まる新自由主義的な行政改革によって制度的公共性が切り崩されはじめると、「公共性」の縮小や住民自治、学習権保障への影響を指摘する研究が多くなされた。また、阪神淡路大震災でのボランティアによる復興支援などを契機に市民的公共性が注目されるようになった。2000年代以降も新自由主義的改革は進められ、社会教育行政を含めた制度的公共性はさらに縮小していく。こうした状況下で特に地域づくり政策などの文脈では、市民的公共性を制度的公共性の補完として利用するような動きがみられはじめ、社会教育研究ではこれら改革下における社会教育の展開に関する追究が中心となった。2010年代は東日本大震災をきっかけに、地域コミュニティの再構築や持続可能な社会づくりといった文脈から市民的公共性が再び注目され、今日に至るまで多角的な研究が進められている一方、新自由主義的変革に対する危機感から、専門性や固有性の議論を通して社会教育行政が担うべき役割の範囲が問われている。

また、近年社会教育学界において注目されている「公共性」の議論として、学習の自由との関連に着目したものがある。日本社会教育学会において現在進行中のプロジェクト研究「『学習の自由』と社会教育」では、「九条俳句訴訟」問題をもとに公民館をはじめとした社会教育施設における「公共性」に着目しながら、社会教育における「学習の自由」がどのように保障されるのか検討を進めている。同研究の中心的人物である佐藤一子は、新自由主義的行政改革のもとで社会教育行政が後退し、制度的公共性が切り崩されていくことで公共空間が失われ、人びとの「学習の自由」が侵害されていくという旨の警告を発している³⁵。これは2010年代の社会教育の固有性を求める研究動向の一つの到達点でもあり、「公共性」を立脚点として新自由主義的な行政改革に対抗する社会教育研究の新たな動向であるといえよう。

(二村玲衣)

〔注〕

- 1 本稿は、名古屋大学大学院教育発達科学研究科教育科学専攻自治会主催（企画・運営：野村駿・上地香杜）による読書会での議論をもとに執筆されたものである。読書会での文献は下司晶・丸山英樹・青木栄一・濱中淳子・仁平典宏・石井英真・岩下誠編『教育研究の新章』（世織書房、2019年）である。読書会や本企画の趣旨については、本紙の「趣旨説明」を参照されたい。
- 2 佐藤智子（2019）「社会教育・生涯学習論—現代社会教育制度の生成と変容」下司晶・丸山英樹・青木栄一・濱中淳子・仁平典宏・石井英真・岩下誠編『教育学年報 11 教育研究の新章』世織書房、413-438頁。
- 3 管見の限り、『教育学年報 4 個性という幻想』において社会教育学者である牧野篤の論文（「教育道具主義の行方—『改革と解放』期中国の教育研究」487-505頁）が掲載されているのみである。
- 4 佐藤（2019），前掲書，428頁。
- 5 佐藤一子（2004）「『学習の組織化』と社会教育研究の方法」日本社会教育学会編『成人の学習と生涯学習の組織化』東洋館出版社，21頁。
- 6 同前書，20頁。
- 7 佐藤一子（2004）「NPOの教育力と協働・参画型社会の構築」佐藤一子編『NPOの教育力—生涯学習と市民的公共性』東京大学出版会，4頁。
- 8 研究期間は、プロジェクト（宿題）研究として取り組んだ期間について、公表されている資料をもとに整理した。なお、特に期限を定めていないプロジェクトや研究期間について明示されていないものについては、斜線を引いている。
- 9 石川剛（1992）「生涯学習体系化と社会教育—国際的動向との対比のなかで—」日本社会教育学会編『〈日本の社会教育 第36集〉生涯学習体系化と社会教育』東洋館出版社，23-24頁。
- 10 日本社会教育学会編（1996）『〈日本の社会教育 第40集〉現代社会教育の理念と法制』東洋館出版社，2頁。
- 11 島田修一（1994）「『地方自治体と生涯学習』研究の意義と課題」日本社会教育学会編『〈日本の社会教育 第38集〉地方自治体と生涯学習』東洋館出版社，12頁。
- 12 日本社会教育学会編（2000）『〈日本の社会教育 第44集〉地方分権と自治体社会教育の展望』東洋館出版社，10頁。

- 13 大串隆吉（2000）「地方分権・市場化と社会教育の住民自治」日本社会教育学会編『〈日本の社会教育 第44集〉地方分権と自治体社会教育の展望』東洋館出版社，13頁。
- 14 日本社会教育学会編（2000），前掲書，2頁。
- 15 黒沢惟昭（1997）「社会教育とボランティア・ネットワーキング」日本社会教育学会編『〈日本の社会教育 第41集〉ボランティア・ネットワーキング—生涯学習と市民社会』東洋館出版社，19頁。
- 16 黒沢（1997），前掲書，20頁。
- 17 桜井常矢・高橋満（1999）「NPOと自由主義的改革」『月刊社会教育』9月号，90-91頁。
- 18 大串（2000），前掲書，16頁。
- 19 長澤正次（2003）「法概念としての社会教育の変容と社会教育法制をめぐる今日的課題」日本社会教育学会編『〈日本の社会教育 第47集〉社会教育関連法制の現代的検討』東洋館出版社，27-29頁。
- 20 同前書，25頁。
- 21 姉崎洋一（2010）「社会教育法制度改編の立法過程における構造的特質」日本社会教育学会編『〈日本の社会教育 第54集〉教育法体系の改編と社会教育・生涯学習』東洋館出版社，43頁。
- 22 日本社会教育学会編（2011）『〈日本の社会教育 第55集〉学校・家庭・地域の連携と社会教育』東洋館出版社，2頁。
- 23 日本社会教育学会編（2012）『〈日本の社会教育 第56集〉社会教育における評価』東洋館出版社。
- 24 上野景三（2009）「自治体社会教育の再定義と社会教育ガバナンス」『〈日本の社会教育 第53集〉自治体改革と社会教育ガバナンス』東洋館出版社，11-12頁。
- 25 日本社会教育学会編（2007）『〈日本の社会教育 第51集〉NPOと社会教育』東洋館出版社，263頁。
- 26 手打明敏（2013）「希望への社会教育」日本社会教育学会60周年記念出版部会編『希望への社会教育—3.11後社会のために』東洋館出版社，16頁。
- 27 鈴木敏正（2013）「『希望への社会教育』の展望」日本社会教育学会60周年記念出版部会編『希望への社会教育—3.11後社会のために』東洋館出版社，297頁。
- 28 日本社会教育学会（2019）『東日本大震災と社会教育』東洋館出版社，3頁。
- 29 同前書，13-18頁。
- 30 日本社会教育学会編（2015）『地域を支える人々の学習支援—社会教育関連職員の役割と力量形成—』東洋館出版社，1-2頁。
- 31 松田武雄（2018）「社会教育職員の歴史的特質と新たなカリキュラム構築を考える」日本社会教育学会編『社会教育職員養成と研修の新たな展望』東洋館出版社，9頁。
- 32 日本社会教育学会編（2017）『子ども・若者支援と社会教育』東洋館出版社，1頁。
- 33 日本社会教育学会編（2019）『〈日本の社会教育 第63集〉地域づくりと社会教育的価値の創造』東洋館出版社，233-234頁。
- 34 日本社会教育学会編（2011）『〈日本の社会教育 第55集〉学校・家庭・地域の連携と社会教育』東洋館出版社，2頁。
- 35 佐藤一子（2018）『「学びの公共空間」としての公民館—九条俳句訴訟が問いかけるもの』岩波書店。